

第2節 近世

はじめに

本節では、近世の有田郡山保田組（初期には山保田庄）全体について農林業の構造を概観し⁽¹⁾、ついで清水村（後に寺原村・西原村・湯子川村）および隣接する久野原村・三田村の耕地開発の歩みを分析し、さらに新設された紙漉集落小峠の構造、その開発者笠松左太夫について検討する。

(1) 山保田組

i) 耕地と水利

有田川上流の川沿い及び支流の流域に位置している近世山保田組（初期は山保田庄）の村々は、総じて山間地と言えるが、山保田組 20 数カ村の間ではかなり違った様相も見られる（図 3-4）。近世の検地は農耕地を主たる対象とした土地調査であるが、慶長 6 年（1601）の領内一斉検地に基づいて作成された慶長 18 年（1613）「紀伊州御検地高目録」によると、組内各村の村高は表 3-5 のようである。村毎に作成された検地帳が一部の村々で残っており、表 3-5 左欄にこれを示しておいたが、検地帳記載の村高は表 3-5 の村高より少し多かった。とはいえ、おおむねの傾向を理解することはできる。ちなみに、検地は耕地 1 筆毎に面積を丈量し、生産可能と推定される米や大豆の石高を一定の算定基準で確定した抽象性を持つ数字であるが、村毎の生産力の指標とすることができる。石高はおおむね耕地の大小に対応している。■ ■ は相対的に生産力が高いことを示す。

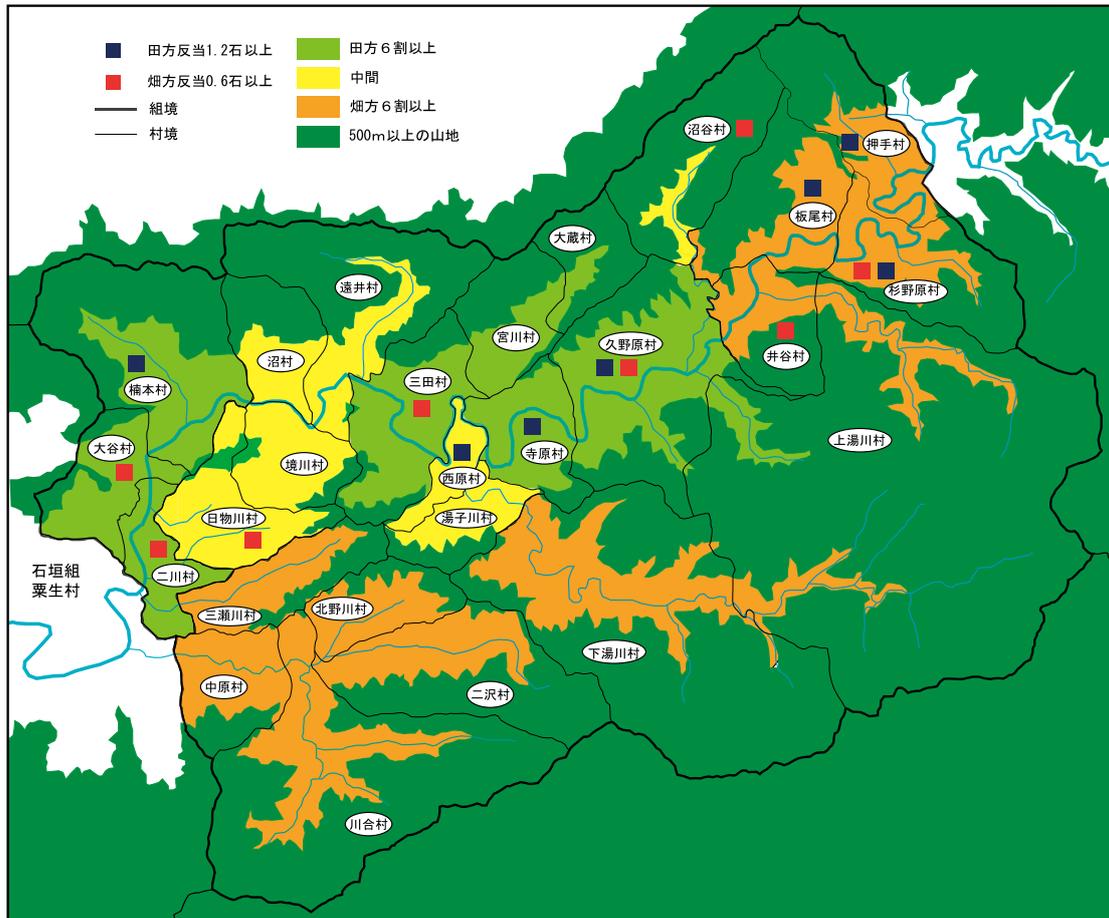


図 3-4 山保田組諸村の耕地状況図

表 3-5 右欄によると、400 石以上の相対的に村高が大きい（耕地が多い）村は、楠本村・久野原村・清水村である。これらの村は有田川が蛇行し、川幅が広がり、河岸段丘上に平地を形成している村であることが分かる。360 石余の中原村は有田川支流の北野川流域に位置する複数集落の耕地をまとめたもので、上記 3 カ村とは若干事情が異なる。

遠井村と杉野原村・沼村を除き過半の村々はおおむね 100 ～ 200 石の小規模の耕地を持つ集落で、流域に存在している。遠井村等 3 カ村はその中間的な存在である。

次いで、表 3-6 は明治 3 年（1870）の記録「大差出帳」を元に作成したものである。明治 3 年に作成されているが、そこに記された村高等の基本数字は、文化 4 年（1807）～同 7 年（1810）頃、領内一斉に「風土記編纂ニ付書上」作業が指示され、その際に確認された数字である。この「大差出帳」には、19 世紀初め以降、幕末明治初期の免率や荒地の進行や「起」等の生産状況の実態が反映されているが、各村総面積の内の本田畑は、近世初期以降の荒と開発を経た 17 世紀後半期実態を反映した数字であり、新田畑は 18 世紀初め頃に高付け（登録）された面積・高である。なお、総面積は本田畑・新田畑を合計した数字である。

総面積についてみると、40 町歩以上の大村、20 町歩前後の小村、その中間の村に分けることができる。先に述べた 17 世紀初めの区分とほぼ同一区分となる。つまり各村での耕地の維持、開発の進展はあるが、村の規模が変化するような顕著な大規模耕地開発はなかったことを示している。また近世の耕地開発は、おおむね 17 世紀ないし 18 世紀初め頃に達成していると概括することができる。

田畑の比率について見ておこう。⁽²⁾表中△印は田方が 60% 以上、▼印は畑方 60% 以上を示している。△印の付いた村々は、有田川沿いおよび支流の宮川・湯子川沿いの村々である。村高の大きい村々はこの内に含まれる。一方、▼印の付いた村々は、有田川流域からはより離れた内陸の村々であることが分かる。これらのことから有田川沿いの村々では田方勝ちの農業生産が行われていたと言える（図 3-4 参照）。

表 3-5 慶長 6 年（1601）有田郡山保田庄の村高

慶長 6 年検地帳（写）			慶長 18 年（1613）「後検地高目録」		
村名	村高	小物成高	村名	村高	小物成高
	石	石		石	石
二川	125.059	3.395	大谷	119.875	0.594
			二河	123.646	0.523
沼谷	131.566	8.965	楠本	480.006	1.002
			遠井	253.191	0.78
杉野原	305.178	54.08	沼田谷	127.32	0.637
			上宮川	76.624	0.382
板尾	200.3	35.890	杉ノ原	266.958	13.759
			御祓川	90.035	0.422
押手	201.524	40.36	下宮川	117.185	0.966
			板尾	177.93	10.067
猪谷	208.37	61.07	三田	193.637	2.95
			日物川	99.368	0.573
			久野原	427.889	7.5
			沼	312.541	0.531
			押手	176.324	10.08
			清水	494.033	14.899
			井谷	157.492	15.263
			下湯川	171.772	5.803
			堺川	139.949	1.801
			中原	363.301	2.562
			合計	4369.076	91.094

各村検地帳（『清水町誌 資料編』所収）、「紀伊州御検地高目録」（『和歌山県史近世史料三』所収）より作成

中原村の内に北野川・二沢・川合各村を含む。

上宮川村は後に大蔵村、御祓（ミそぎ）川は後に三瀬川。

慶長検地帳の猪谷村はのち井谷村。

表 3-6 山保田組諸村の耕地条件

項目 村名	総面積	左の内 新田畑	田 方	畑 方	比(%)	用 水 源					
						川 井	井溝掛	小谷井	天 水	出 水	池 掛(池数)
	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩		町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩	町 畝 歩
中 原	22.85.02	25.	4.97.144	17.87.176	▼22:78		2.62.17			1.59.284	
川 合	14.99.04	2.18	2.81.22	12.17.12	▼19:81		1.63.10			.38.27	
二 沢	20.20.01	18.27	3.20.255	16.99.055	▼16:81		1.81.185			1.18.20	
北 野	24.18.04	18.24	2.55.06	21.62.27	▼11:89		1.33.06			1.11.24	
三 瀬	16.02.27	97.15	6.23.11	9.79.16	▼39:61		1.10			3.92.02	
二 川	14.40.26	1.69.15	9.00.16	5.40.10	△62:38		4.78.15	3.39.05		.76.21	
大 谷	14.93.16	1.29.15	8.99.22	5.93.24	△60:40		.81.10	6.42.25		1.51.03	9.24(1)
日 物	18.37.03	3.27.18	10.36.07	8.00.26	56:44			7.89.03		1.54.27	51.15(1)
境 川	19.64.22	88.24	7.86.24	11.77.28	▼40:60			7.30.18		.	
楠 本	49.40.29	5.06.15	29.53.20	19.83.09	△60:40		21.66.10			3.42.21	2.86.20(3)
沼	41.74.13	2.75.18	20.40.17	21.33.26	49:51			12.58.	<4.63.03>		1.60.(5)
遠 井	33.50.09	4.88.27	19.44.09	14.05.	58:42			9.41.05	4.29.15		64.09(2)
三 田	19.32.04	1.07.15	13.46.215	5.85.125	△70:30		<11.31.04>		.78.15		49.28(2)
宮 川	16.89.15	93.24	11.35.14	5.54.01	△67:33			7.68.23	2.57.23		
大 蔵	10.04.09	36.	6.38.10	3.65.29	△64:36			5.93.28	.42.11		
沼 谷	15.40.06	96.27	7.81.08	7.58.28	51:49			7.80.08	.		
西 原	14.20.	7.18	7.79.22	6.40.08	55:45	7.07.28			.64.06		
寺 原	51.7.23	16.73.	32.67.295	13.29.175	△54:36	25.52.005		<6.48.04>			
湯 子	10.95.265	18.18	5.60.21	5.35.055	51:49	4.11.18		<1.25.15>			
久 野	43.73.25	6.30.18	31.11.16	12.62.087	△71:29	17.77.03		<7.33.249>			5.65.(3)
井 谷	23.81.07	70.15	7.20.10	16.60.27	▼30:70	12.24		5.26.			9.15
板 尾	34.45.22	1.99.16	9.13.01	18.72.16	▼26:74	2.47		3.89.05			
杉 野	26.57.06	63.18	11.15.12	15.41.24	42:58	6.47.22		1.24.14	1.02.27		1.29.18(2)
押 手	20.44.04	36.24	7.94.25	12.49.09	▼39:61			5.60.	.87.03		53.(1)
下 湯	38.45.16	85.27	11.02.2	27.43.14	▼29:71		1.70.09			7.71.071	
上 湯				54.20.29				1.49.03			

△：田方面積 60%以上 ▼：畑方面積 60%以上 明治3年「大差出帳」注(1) 拙稿第1表より転載。

表 3-7 元禄 10 年 (1703) 頃の検地長記載の小物成

村名	記載	茶 斤	紙木 束	桑 束	茶 石	紙木 石	桑 石	小物成高計石	備考
1 清水	毛付	* 538.68	808	46	31.9801	16.16	0.46	48.6001	茶 533 斤
2 内、寺原	位付	365.93	543	40	21.9563	10.86	0.4	33.2163	
3 内、湯子河分	位付	167.67	265	6	* 12.0238	5.03	0.06	5.09	茶 10.0602 石
4 久野原	位付	183	575.75	—	10.98	11.515	—	22.495	
5 井谷	位付	844.278	557.5	44	50.657	11.15	0.44	62.247	
6 板尾	位付	364.59	611	15	22.5924	* 12.96	0.15	35.7024	紙 12.22 石
7 杉野原	位付	—	—	—	—	—	—	40.585	
8 押手	位付	420	768	—	25.2	15.36	—	40.56	
9 沼	位付	29.5	264	121.5	1.77	5.28	1.215	8.265	
10 楠本	位付	97.75	28.1	142.13	5.865	0.5633	1.4213	7.8496	
11 沼谷	位付	70 斤 .155 匁	235	2	7.245	4.7	0.2	12.145	
12 大蔵	位付	31 斤 .164 匁	84	7	1.98	1.68	0.07	3.73	
13 宮川	毛付	* 15 斤 .170 目	178	40	4.4184	3.56	0.4	8.3784	茶 73.64 斤
14 三田	位付	149	405	58	8.94	8.1	0.58	17.62	
15 遠井	位付	52	124	69	3.12	2.48	0.69	6.29	
16 大谷	位付	30	84	17	1.8	1.68	0.17	3.65	
17 二川	位付	23 斤 .115 匁	87	24.5	1.413	1.74	0.245	3.398	
18 日物川	位付	27 斤 .69 匁	60	141	1.637	1.2	1.41	4.247	
19 境川	毛付	90.66	134	73.9	5.44	2.68	0.739	8.823	
20 三瀬川	—	—	—	—	—	—	—	—	
21 中原	位付	93.5	52	2	5.61	1.04	0.02	6.67	
22 川合	位付	31.75	32	—	1.905	0.64	—	2.545	
23 北野川	位付	38	41	—	2.28	0.82	—	3.1	
24 二沢	位付	50.1	31	3	3.006	0.62	0.03	3.656	
25 下湯川	位付	365 斤 .25 匁	593	—	22.5777	11.86	—	34.4377	
26 西原	位付	139.782	282	7.5	8.5869	5.64	0.075	14.3019	
合計		3792.96	6034.35	813.53	218.9797	108.1983	8.3153	389.0023	

斜体は計算数字。*印は明らかに誤数字。「毛付」は本田畑毛付高の内分記載の数字、「位付」は慶長検地帳の位付。明治3年「大差出帳」により作成。

「用水源」について見ておこう。まず「川井」から「池掛」までの区分の内、「川井」と「井溝掛」は類似しており、「小谷井」は規模の大小による区別のように思われる。「出水」は湧き水であろうか。西原村・寺原村・湯子川村・久野原村・杉野原村は「川井」に大きく依存しており、楠本村は「井溝掛」に依存している。三田村は「井溝掛」「小谷井」で一括して記載されている。支流域に田方耕地を持つ大谷・日物川・境川・沼・遠井・大蔵・沼谷・井谷・押手の各村は「小谷井」に依存している。畑方の多い下湯川村では「出水」に依存している。池は楠本村・沼村・久野原村等にあるがその依存率は相対的に低いといえよう。全体として自然的地理的条件に規定される面が大きい、「川井」は井溝であり、「小谷井」も住民努力による灌漑施設をとまなっていることが注目される。

ii) 小物成

近世における土地調査では、上記の田畑屋敷の他、畔等の空地に生える茶・桑等の成り物（土地生産物）が、米生産に擬して高に算定され、村高と並べて登録された。これらは小物成と呼ばれ、当地域では紙木（楮）の存在が顕著である。慶長6年検地時以来、茶1斤＝米6升、紙木1束＝米2升、桑1束＝1升という換算率であった。慶長検地帳が残存している6カ村については表3-5左欄のようである。小物成の合計石高は二川村では3.395石、猪谷（＝井谷）村では61.07石であった⁽³⁾。明治3年「大差出帳」に記された、元禄検地帳（慶長検地帳を再製）の小物成の石高及びその内訳は表3-7のようである。二川村では3.398石、井谷村では62.247石と若干の違いがあるがほとんど変化していない。同時に、沼谷村では8.965石から12.145石へ増え、杉野原村では54.08石から40.585石に減少している。かなりの変化を見せる場合もある。山保田庄24カ村の内、30石以上の小物成があるのは、寺原村・井谷村・板尾村・杉野原村・押手村・下湯川村である。この内、茶の栽培は井谷村が断然多く、ついで寺原村・板尾村・下湯

表3-8 寛政11年(1799)、紙漉と山林の仕事

村名	紙漉	木挽	山稼	炭取
	人	人	人	人
井谷		1		
久野原	41	1		
沼		5		
境川		1		1
西原	10			
寺原	19	1		
小峠	12	1		
楠本		3	2	1
三田		1		
北野川		2		7
押手		1		
三瀬川	1	1		3
二沢	7	1	15	1
日物川		1		
二川		6	4	
大谷		3		
計	90	29	21	13

〔持高当高并人別御調二付書上帳〕(堀江家文書)より作成。

表3-9 山保田組の山林

村名	項目	運上銀 匁	総ヶ所 カ所	内 訳				
				所持林 カ所	野山 カ所	村山 カ所	留山 カ所	山 カ所
中	原	15.5	6		5	1		
川	合	13.95	5	2	3		2	
二	沢	13.9	13	10	1			
北	野川	14.75						
三	瀬川	14.35	26	24	2			
二	川	16.35	63	53	10			
大	谷	16.15	60	45	10	5		
日	物川	16.3	64	60	2	2		
境	川	17.6	53	32	15	6		
楠	本	37.3	183	165	16		2	
	沼	27.45	49	44	3	2		
遠	井	24.1	109	102	6		1	
三	田	20.85	43	41		2		
宮	川	16.15	35	33	2			
大	蔵	13.7	69	66	3			
沼	谷	16.7	80	75		1		
西	原	12.85	28	24	2	2		
寺	原	31.35	103	100	3			
小	峠	(内4.0)	6	5	1			
湯	子川	6.95	15	14	2			
久	野原	37.8	266	256	9		1	
井	谷	21.25	65	61	3	1		
板	尾	20.75	136	130	5		1	
杉	野原	27	63	55	8			
押	手	20.85	97	89	6	1	1	
下	湯川	20.6	28	20	4	2	2	
上	湯川	—	80	74	6			
		494.5	1,745	1,580	127	25	10	

明治4年「山保田組山林箇所調記」(堀江家文書)による

川村に多かった。紙木は寺原村・久野原村・井谷村・板尾村・押手村・下湯川村に多かった。当地域内では、比較的有田川上流地域と中心部に多いことがわかる。

ところで、小物成として賦課の対象となった紙木は紙の原料となった。次に述べるように17世紀後半期から小峠に紙漉のための集落が設けられ、紙漉生産が興されたが、近世後期、山保田庄内各地で紙漉に従事する人達があった。寛政11年(1799)の「持高当作高并人数家数御調ニ付書上帳」(堀江家文書)によると、表3-8のように久野原村・西原村・寺原村・小峠村・二沢村・三瀬川村に紙漉き従事者がいた。

これらの紙漉生産に対しては運上銀が賦課された。安政4年(1857)の「松山・杉・紙漉運上銀取上帳」(堀江家文書)によると、小峠には紙漉船が4艘あり、銀80匁(船1艘につき20匁)が賦課された。このほか久野原村に2艘、西原村・湯子川村・中原村・下湯川村に各1艘があり、全体10艘に対して6カ村から銀200目が徴収された⁽⁴⁾。これらの村々では、近くから原料が供給され、紙漉生産が行われていた。

このほか近世後期には、山林に生えている松・杉・桧に対して賦課される小物成があった。各村共有の山林資源の

表3-10 19世紀、家数・人数の推移

村名	家数(戸)				人数(人)			
	寛政11 1799	文化3年 1806	天保9年 1838	明治3 1870	寛政11 1799	文化3年 1806	天保9年 1838	明治3 1870
中川		48	49	44		172	201	183
原合		16	19	16		52	62	62
二沢	28	29	35	36	127	96	136	181
北野	31	30	28	26	129	103	124	132
三瀬	21	24	24	26	93	89	99	c 100
二瀬	75	70	78	81	341	298	351	404
大谷	65	62	76	62	304	270	331	325
日物	55	59	52	57	232	233	244	270
境川	36	35	36	36	186	145	159	157
楠本	143	141	122	116	729	603	577	615
沼	70	70	61	84	369	298	314	351
遠井	60	62	59	61	259	234	294	270
三田	50	54	52	49	206	196	233	233
宮川	32	30	31	27	151	132	155	182
大蔵	20	16	20	20	93	69	87	97
沼谷	29	28	30	27	148	125	155	168
西原	19	21	25	29	92	76	99	125
寺原	67	72	54	61	300	264	279	300
枝郷小峠	23	25	19	30	113	91	109	199
湯子川	22	a 21	20	26	116	b 100	84	133
久野原	89	91	72	85	400	336	310	414
井谷	20	21	26	25	107	100	97	102
板尾	65	64	60	56	280	261	249	296
杉野原	43	23	43	46	223	183	179	223
押手	43	44	42	42	211	186	188	253
下湯川	78	77	64	63	342	303	262	292
上湯川	72	64	46	65	379	294	235	273
合計	1256	1233	1175	1236	5930	5085	5350	6095
総計		1276	1243	1296		5309	5613	6340

家数に寺社等を含む。人数に下人・下女を含む。

文中 abc は想定数字。

寛政11年は「持高当作并人別御調ニ付書上帳」(堀江家文書 2827 ~)

文化3年は「本新田畑高... 家数人数調書上帳」(堀江家文書 530)

天保9年は「家数人数并牛馬数調書」(堀江家文書 5824)

明治3年は「大差出帳」(役場文書 18)



図3-5 寛文6年(1666)、清水村村民が用益する領域の山々

活用が村方に一定の収入をもたらしていたと推測される。当地域の山林は、表 3-9 のように個人所持の場合が多かった。山間村落の人々は山林から恵みを受けていたが、山林資源に対して小物成が賦課された。上記の安政 4 年「運上取上帳」に記された銀額を同表の左欄に示した。「松山」賦課と「杉桧」に区別されているが省略した。山林箇所数と銀額の大小とはおおむね対応している。これらの山林所持は表 3-8 右 3 欄の山林労働の源でもあった。ちなみに、寛文 6 年（1666）、清水村民が用役する領域内の山林は図 3-5（付属史料 10 参照）のようであった。

以上、近世山保田組地域について山間村落の生産・生活の特徴を見てきた。これらの産業を基盤とする当地域の 19 世紀の人口（家数・人数）は表 3-10 のようである（17・18 世紀は不詳）。19 世紀の初め 30 年間では家数が減少するが、人数は若干増加している。18 世紀は全般的に一進一退の世紀であったが、上記の人口現象は 18 世紀の延長上の現象と理解される。この地域では 19 世紀の大きな変化は未だ表れていない。

（2）清水村（寺原・西原・湯子川）の開発と用水

i) 近世初期の耕地状況と新田畑

近世初期、慶長検地による村高確認後に作成された慶長 18 年（1613）「紀伊州御検地高目録」では、「清水村」は 494 石 033 であった（表 3-5）。この村には 3 つの番（集落）があり、寛文 6 年（1666）には寺原村・西原村・湯子川村に分村した。近世の村は高を持つことが独立の条件である。清水村 1 村の帳に登録された土地を齟齬なく分ける必要が生じ、その作業の過程で作成されたのが「寛文六年午ノ六月 御検地帳尻寺原・西原・湯子川高分ケ帳控 山保田之庄清水村」（付属史料 10、以下「史料 10」と略記）である。

この帳面の冒頭に「田畑合」61 町 4 反 3 畝 17 歩とあり、これと対応する村高は 534.3 石であることが確かめられる。またその品等・斗代、それぞれの土地面積・石高の内訳は表 3-11 のようである。表 3-12 は後に分村される 3 カ村の内訳である。注目されるのは、清水村の高 534.3 石は、先に示した慶長検地の高 494 石余とは約 40 石の開きがあることである。表 3-11 は慶長検地枠組みを示しているが、約 40 石分の数字が埋め込まれてしまっている。「高分ケ帳」の最も早い時期の記録として、寛永 17 年（1640）には約 1 町歩の新田畑開発があり、さらに遡ってそれ以前に約 40 石が増加した新田畑開発があり、検地をうけ、その増加分が村高に組み込まれたと推定しうる。同表の数字は慶長検地当時のままではなく、1601～1640 年のある時点の本田畑の面積・高である。

表 3-11 によると、清水村は、田方が 24 町歩余（内、屋敷 1.8 町歩）に対し、畑方が 37 町歩余で、畑方が優勢であり、かつ田方であっても下々田・下山・下々山田が 11 町歩余でおおむね半分を占めている。従って田のみの反当石高は

表 3-11 17 世紀前期、清水村本田畑の品等

品等	斗代	面積 反	高 石	反当 石
上田	16.5	32.01	52.91	
中田	14.5	39.606	57.449	
下田	11	38.605	42.478	
下々田	7	40.018	28.042	
下山田	8	12.618	10.128	
下々山田	4	60.708	24.29	
(小計)		<i>223.705</i>	<i>215.297</i>	<i>0.9621</i>
屋敷	13	17.916	23.34	
桑		58束	0.58	
紙木		1095束	21.9	
茶		173斤、24匁	40.267	
田方合		241.701	301.384	<i>1.3472</i>
上畑	14	55.022	77.13	
中畑	12	76.511	91.844	
下畑	7	50.325	35.238	
下々畑	3	45.820	13.76	
下山畑	0.3	0.228	0.088	
下々山畑	0.15	8.114	1.218	
切畑	3.75	36.316	13.635	
畑方合		372.616	232.916	<i>0.6251</i>
田畑合	斗	<i>614.317</i>	<i>534.3</i>	<i>0.8697</i>

寛文 6 年（1666）「高分け帳」より作成。
斜体文字は集計数字。

1石以下である。平地が多く、米作が展開しているとの予想に反して、全体として山間畑作地の様相を呈しているところに、この頃（近世初期）の特徴が見いだせる。

しかし、17世紀中葉期には大きく変化を遂げることとなる。①慶安3年（1650）、②承応3年（1654）、③明暦3年（1657）を画期に、用水溝が開削され、大規模な畑地の田地化が進んだ。

表 3-12 3ヶ村本田畑の土地構成

田畑合		寺原村		西原村		湯子川村		合計	
		町 畝 歩	石	町 畝 歩	石	町 畝 歩	石	町 畝 歩	石
田畑合		37.80.22		14.47.26		10.15.24		62.44.12	
内	本田	14.20.27	118.792	4.38.19	62.98	3.77.29	33.525	22.37.15	215.297
	屋敷	1.37.03	17.823	0.24.28	3.243	0.17.15	2.275	1.79.16	23.341
	小物成	桑 楮 茶	32.745	桑 楮 茶	14.359	桑 楮 茶	15.641	桑 楮 茶	62.745
	本畑	21.50.26	166.455	9.70.10	48.834	6.05.10	17.626	37.26.16	232.915
	集計	37.08.26	335.815	14.33.27	129.416	10.00.24	69.067	61.43.17	534.298

寛文6年（1666）高分ヶ帳の記載より作成。

斜体文字は集計数字。

年表 17世紀中葉、近世清水村（寺原・西原・湯子川）の耕地開発のあゆみ

1601年（慶長6）	清水村（寺原・西原・湯子川）で検地。
1613年（慶長18）	清水村 494石033 小物成 14石899（「紀伊州御検地高目録」）
（1640年以前）	本田畑 61町4反3畝17歩／高534石3に増加
1640年（寛永17）	寺原・西原の新田畑が登録される。 1町25歩 4石654
1648年（慶安1）	畑の一部を田地化、登録。 8反5畝03歩 2石247
<この頃>	畑ヶ田溝を開削、寺原の田が溝床に。1反3畝10歩
1650年（慶安3）	寺原・湯子川の畑の一部を田地化、登録。7町4反9畝17歩／119石581
1653年（承応2）正月	左太夫のつぶら野芝山新田開発、寺原村が承諾。
1653年（承応2）2月	代官が左太夫の小峠新田開発を許可。
<この頃>	小峠溝開削
1654年（承応3）8月	小峠の新田（8反6畝余）・切畑（1町1反5畝）検地、登録。
1655年（明暦1）正月	左太夫の蘭嶋新田開発<西原日損所蘭畑、田地化計画>を寺原村・西原村村民が承諾。
1655年（明暦1）3月	代官が左太夫の嶋新田（蘭嶋かろと淵～嶋）開発、溝掘を許可。
<この頃>	蘭嶋溝開削
1655年（明暦1）	湯子川の田畑（4反9畝6歩）が「蘭溝床」になる。
1656年（明暦2）2月	左太夫の小原芝山（検地帳の他）新田開発、溝掘、寺原村が承諾。
1656年（明暦2）3月	代官が左太夫の小原芝山（検地帳の他）新田開発を許可。
<この頃>	久野原溝開削。湯子の田溝を蘭溝に掘り継ぎ開削。
1656年（明暦2）	寺原の田（7畝18歩）が「久野原溝代 小原分」になる。
	湯子川の田の一部（5畝21歩）が「湯子の田溝御掘次溝代」地になる。
1657年（明暦3）9月	小原：上ノ段他5筆（4町8反4畝）検地、登録。
	蘭島：田（1町7反）・切畑（3町7反5畝）検地、登録。
1657年（明暦3）	西原・湯子川・寺原の畑の一部が田地化、登録。3町5反9畝14歩／48石832
1666年（寛文6）	清水村高（本田畑・高付新田畑）を寺原・西原・湯子川に高分けする。

ii) 畑ヶ田溝と寺原の開発

以下、年表により詳細に解説を加えよう。まず、①に先んじて慶安元年（1648）には用水条件が整い、寺原と湯子川の畑地8反5畝余が田地化した。同一の設備による用水か別個の開発かは不詳である。これに続いて慶安3年には寺原地内畑地に「溝床」が開削され、その用水条件の確保により、約7町5反の畑地が田地化した。湯子川分も5畝余含まれているが、ほとんどが寺原地内である。石高では119石余（元の3、4倍化）で、清水村の高の五分一、後の寺原村の高の三分一占めるような大規模な開発（田地化）であった。用水溝を開削していることも注目される。この用水は、久野原村地内有田川右岸から取水し、寺原村の中心部をU字状にめぐり、灌漑する、後に「畑ヶ田溝」とよばれる用水であろう。

iii) 小峠溝とつづら野開発

②承応2年（1653）正月に、三田村左太夫・佐左衛門が同村と清水村の境界にある「つづらの野芝山」（清水村小峠）の新田開発について同意を示した（史料1）。これはその前に左太夫が藩への開発申請と寺原村への承諾を求めていることに対する回答であろう。藩はこれを承けて同年2月に、田1反につき高4斗で石盛りし、免定め二ツ取りを条件に、左太夫に「小峠新田」の開発を許可した（史料2）。18カ月後の翌承応3年8月、新田8反6畝余、切畑1町1反5畝、合わせて2町1畝余／4.023石が高付けされた（史料3）。新田開発には灌漑用水が不可欠であり、史料には痕跡をとどめないが、今日の小峠溝がこの時開削されたと推測して大過ないであろう。おそらく承応2年の農閑期に工事は進められたのであろう。

なお「つづら野芝山」新田の場所は、史料には明示されていないが、現在の小字「小峠前」（おおむね道より西の少し低い土地）の地租改正後の面積が約3.3町歩であり、近世約2町歩の土地が地租改正で3町歩に丈量された可能性は十分ありうること、および現在の「小峠前」が小峠溝懸りであることから、「小峠前」が最初に開かれた土地と考えることができる。この開発地は当時「つづら野芝山」の山裾であったと推定される。なお、承応3年段階で水田となったのは開発地の半分未満であった。

iv) 蘭溝（上湯）と蘭嶋・西原の開発

③明暦元年（1655）正月三田村の左太夫・佐左衛門にあてて、寺原村・西原村・湯子川村の10人から「嶋（蘭嶋）」の新田開発とそこへ至る「新溝」開削に同意する主旨の同意書が出された（史料4・5）。これはその以前から三田村左太夫親子が藩への開発申請、関係三カ村の同意請求を行っていたことへの回答であった。同年3月に藩の許可があり、「蘭嶋かろと淵より嶋」の新田については前出の小峠と同じく斗代4斗盛、免相定二ツ取りが指示された（史料6）。畑地の田地化は触れられていないが、田地化は村の努力であり、藩は事前許可ではなく、検地で登録することとなる。それゆえ許可書には触れるところがないと理解される。その後30ヶ月（2年半）経過後、明暦3年（1657）9月に、「蘭嶋」新田が高付けされた（史料9）。嶋の新田開発と、用水溝の開削、西原村蘭畑の田地化がセットで提起されていることが注目される。

さて、用水溝は有田川支流の湯子川上流の取水口から引水するが、今日2.8kmに及ぶことが確認される長いものである。この工事は明暦元年に湯子川村の田2畝27歩と畑地4反6畝9歩、合計4反9畝6歩が溝床（溝代）として提供された。この細長い溝代地（換算すると1386坪）は、土手・岸を含む用水敷地の幅を仮に1間とすれば、その長さは1386間（約2.6km）となる。工事は翌明暦2年にもつづき、湯子川村の田5畝21歩（下々、171坪）が「ゆこの田溝御掘次溝代」（史料10）となった。先と同様に幅を1間とすれば171間（約325m）となる。掘り継ぎの延長部

分はさほど長くないが、どこか明示されていない。湯子川村地内とすると、分水地から先ではなく、取水口の方かも知れない。ちなみに「津本」敷地（1反）が何を指すのか興味深い、不詳である。

v) 久野原・小原溝と小原の開発

この「蘭溝」等の開発計画から約1年遅れた頃、寺原村の「小原芝山」の新田化とそのため「新溝ほり」が藩に申請され、寺原村の承諾が求められた。明暦2年（1656）2月これに対する寺原村承諾書が残されている（史料7）。開発予定地は御検地帳面に付けられていない高外の土地であるが、溝が設置されると小原の高付けされた「本田」の「日損所」へ灌漑用水が確保されるので、異論はないと記されている。ちなみに蘭溝の場合は西原村の畑地「日損所」の田地化が理由に挙げられていた。

溝床として寺原村の田7畝18歩（下々山田、228坪）が提供されたが、僅か400m程度である。久野原村地内の有田川左岸から取水し、今日全長5.1kmが確認されている。溝の水路は久野原村と寺原村小原の領域を通っている。左岸は山が有田川に迫っており、久野原村ではほとんど高付けされていない山の一部、小原では同じく川に迫った山の一部および下々山田（反当0.4石）という生産性の低い土地が提供された。

さて、明暦3年（1657）9月、二つの溝の開削によって大きな成果が得られた。まず蘭溝の開削によって、最上流の取水口を抱える湯子川村では4反3畝が畑から田地となり、西原村では1町7反3畝半の新田が生じ、2町9反4畝14歩の田地化が達成された。寺原村は1反8畝余の田地化に留まった。もう一つの小原溝の開削で、小原の「上ノ段」ほか4字で3町9反4畝の新田と切畑3町7反5畝が生じた（史料9）。なお、慶長6～元和5年（1601～1619）頃の、9月29日付の保田権太夫あて亀田大隅守高綱直状（史料32）には、「彦左衛門ひらき之分、^{（小原）}おわら二有之田^{（高）}はた共二神主弥兵へ二預候」「此分ハ清水村の高の外二候」とある。小原が慶長6年（1601）段階で検地がなされていること、同時に高外の免除地とされていることが分かる。もし小原の高外地が後の小原の開発地と同一の土地であるとすれば、小原は近世以前に開発されたが、その後約50年の間に荒地となるか、田が畑地に戻るなどの生産力後退があり、これが17世紀半ば頃の小原溝開削で再び水田化したという事情を読み取ることが可能となろう。

総じて、新田が6町5反3畝半（26,148石）、畑田地化が12町5反5畝余（178,981石）、切畑が4町9反（2,45石）と20町歩近い大規模な開発であった。慶安3年（1650）に寺原村で、承応3年（1654）に小峠で、明暦3年（1656）に西原村で顕著な田地確保という飛躍が見られた。

寺原村では、この後寛文元年（1661）に6反1畝余（4,09石）の新田が本田となった。しかし、3年後の寛文4年（1664）に約四分の一の1反6畝が荒地となっている。新田開発の成果はあるが、その後から荒地化の危機が追っかけている状況である。なお、寛文4年に田1反6畝、畑1反4畝27歩、合わせて3反余の荒地が発生しているが、「八幡社芝」「宮芝」とあり、社頭の地が必要に応じて他の用途に転用されたと推測される。単純に生産力の減退とはいえない内容も含まれている。

vi) 三田溝と三田村の開発

最後に、清水村ではないが、左太夫が関係した三田村の新溝の開削、畑地の田地化についても触れておこう。同村は清水村の西北に隣接し、左太夫が居住した。同村では近世後期の天保8年（1837）に村内で用水争論が起き、これに際して当時の三田村左太夫が作成した願書（控）の下ケ紙（追加説明）に次のような記事がある（史料8）。

本文奉願上候私田地江相掛り候谷井用水之儀者、往古村方日損急水所二而、多ク畑地之場所ニ

御座候処、先祖左太夫大庄屋相勤候節、寛文五巳年二月從御上新溝普請被仰付、遠井之谷の三田村(マツ)堀継候井溝を落候谷井用水にて御座候、其節村方過半田作仕候様ニ相成候儀ニ御座候、これによると、三田村の新溝は寛文5年（1665）に開削が許可された（完成年次は不詳、同村の耕地は元「日損急水所」つまり水利条件の悪い土地柄で、畑地が多かったが、新溝開削によって「村方過半」は「田作」が可能となったとある。この新溝は17世紀後半期における同村の田地化に有効であったと推測される。

この用水溝流路は現在もおおむね利用されており、辿ることができる。有田川支流の遠井谷川の中流左岸から取水し、遠井村の山林中腹を這わせ（岩盤をうがち削るという工事の痕跡もある）、三田村の集落背後から三田村地内蔵王道を經由して、赤花谷へ落とすものである。現在の水路は蔵王堂を迂回した北東で、谷水と合流し、辻堂横で有田川に落とされている。上記史料中の「谷井用水」は左太夫屋敷のある谷筋の井筋を指すが、新溝から谷井用水へ落としていた。明治3年（1870）の「大差出帳」によると、元禄10年（1703）頃の三田村は18町8畝8歩半（194.8848石）であった。その内、田方は約15町2反、畑方は約4町3反で、田方勝ちとなっているが、上記の新溝開削が大きく寄与しているであろう。

畑ヶ田溝の開削に左太夫が関与したことを示す直接の史料はないが直接担当した人物が誰であろうと、この地域では以上の開削・耕地開発は共通目的を持ち、全体として関連していた。畑ヶ田溝や小峠溝には岩盤を掘削して水路を確保する難所はなかったのであろうが、蘭溝・小原溝では難所が多かった。これらの溝開削をともなう当地の耕地開発は、まず畑ヶ田溝や小峠溝から着手し、蘭溝・小原溝の岩盤を穿ち、水路を確保するという上級工事に挑戦した。左太夫は寛文5年（1665）に三田新溝開削に着手するが、居村に新田が生まれ、慶長検地後の荒地発生を補填した。ちなみに、4筋の溝の位置概略は図3-6のようであった。

寛永17年（1640）以前、清水村の総面積は61町4反3畝余であったが（表3-12）、寛文6年（1666）には57町5反3畝余と約4町の減少が見られる一方、当初の村高534石余は543石余へと、約9石の微増となっている。新田増加や田地化、新荒の発生等の結果、面積では減少したものの、高では少し増加するという状態であった。かかる現象は、下々田・下々畑等の斗代の低い土地を

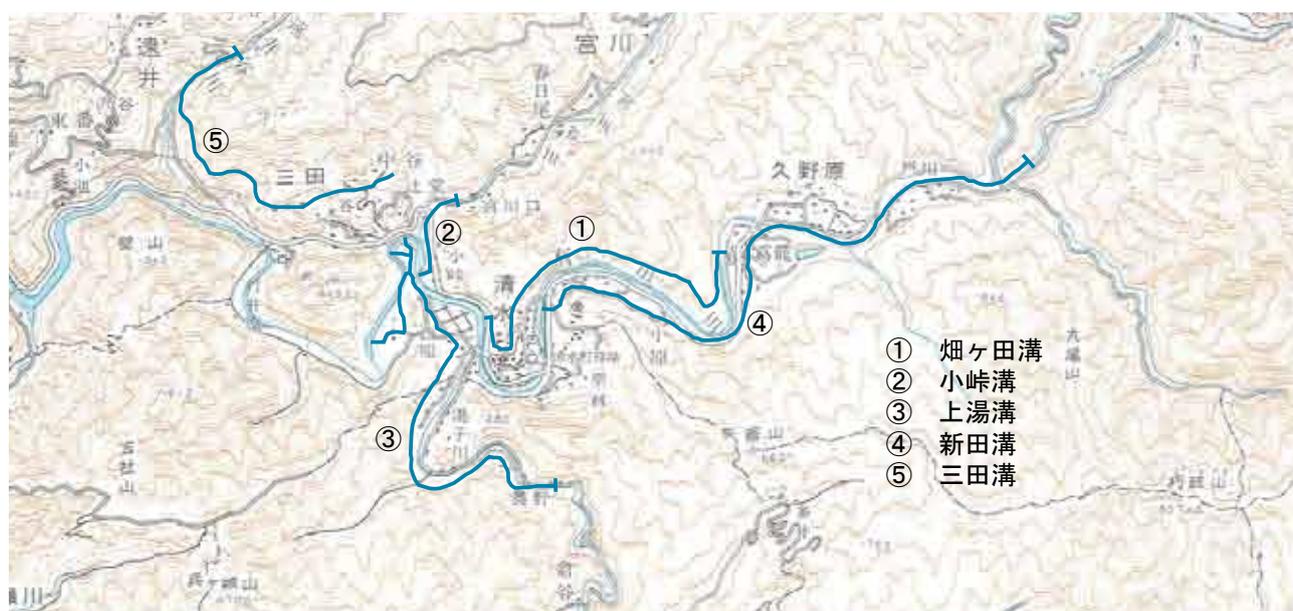


図3-6 近世前期に開削された用水溝

放棄し（荒地化）、一方で生産力条件の良い田が起こされ、斗代の高い上田や中田に高付けされると生じうる。このような事態が三カ村で進行したと考えられる。

この変化を分村した三カ村別に見ると、寺原村では田方約 15.6 町歩、畑方約 21.5 町であったが、高分け時には、田方約 24 町歩、畑方約 12 町歩というように逆転し、石高では当初ほぼ半々であった状態が、287 石余対 48 石余となって、全く田方中心の村となった。西原村では、当初約 4.6 町歩対 9.7 町歩と畑勝ちであったが、高分け時には約 7.7 町歩対約 6.2 町歩と比率は逆転し、石高で約 81 石対約 50 石が、約 122 石対約 20 石というように、ここでも圧倒的な田方中心の村となった。湯子川村では、当初約 4 町歩対約 6 町歩と畑勝ちであったが、高分け時には 5.26 町歩余対 4.58 町歩余と僅かに逆転し、石高で 51 石余対 17.6 石余が、62.6 石余対 11.38 石となった。17 世紀中葉期の境に、溝整備を不可欠とする灌漑条件の抜本的改善によって、いずれも畑勝ちであった山間村の特徴を持った三カ村は、田方を中心とする米作中心の村へと大きく変貌した。

vii) その後の開発

明治 3 年（1870）の「大差出帳」には、村毎に本田畑・新田畑の区別がある。表 3-13 は清水村から分村した三カ村の本田畑・新田畑の高、面積をまとめたものである。この帳には明治 3 年時点の記事も記されているが、本田畑・新田畑の数字は文化 7 年（1810）の「続風土記御調ニ付書上帳」（『山保田風土記』、『清水町誌史料編』所載）の数字と同一であり、19 世紀以前に固定化されたと推測される。

さて同表によると寺原村の 19 世紀における本田畑は 34.34 町歩余 / 367.86 石で、上段の元禄 10 年（1703）の面積・高とほぼ同じである。元禄 10 年の数字は、慶長 6 年（1601）に作成された検地帳が元禄 10 年・同 11 年に当時の状態が追記され、帳面としても全面再製された「元禄十年、慶長六年 検地帳」の数字である。同村は上述のように寛文 6 年（1666）高分け前に 37.8 町歩余 / 335.815 石であった。17 世紀中葉期の新田開発・田地化や荒の発生、耕作地以外への転用という事態があったが、「高分ヶ帳」では 35.96 町歩余 / 335.587 石というように、寛文 6 年（1666）にも若干の面積減少・石高増加があった。寛文 6 年から元禄 10 年の期間には僅か約 10 石程度の増加が見られる。この間、顕著な開発が進行したか否かは不詳である。

元禄 10 年からはわずか数年後であるが、宝永 3 年（1706）に 16.04 町歩余 / 68.771 石が高付けされた。これが表中 2 番目の欄に記されている。田畑の内訳は省略したが、おおむね半々である。この検地帳は増加分のみを対象とした検地であるが、16 町歩もの開発は、慶長六年検地帳再製の元禄 10 年以降に着手されたのではなく、それ以前から着手され開発されていた成果が宝永 3 年（1706）に高付けされた。高付けはその年から年貢賦課の対象となることを意味している。17 世紀中葉期に開発された新田畑は慶長検地の際の石盛りと同じ基準で斗代

表 3-13 18,9世紀の耕地開発

寺原村	高	面積
元禄 10 年(1703) 検地帳	365.6984	341.404
宝永 3 年 (1706) 検地帳	68.771	160.422
明治 3 年 (1870) 本田畑	367.86	343.423
新田畑	67.47	167.3
本新田畑 計	435.33	510.723

西原村	高	面積
元禄 11 年(1704) 検地帳	128.2315	133.704
宝永 3 年 (1706) 検地帳	0.38	0.718
明治 3 年 (1870) 本田畑	142.116	141.212
新田畑	0.38	0.718
本新田畑 計	142.496	141.93

湯子川村	高	面積
元禄 11 年(1704) 検地帳	76.956	106.973
宝永 5 年 (1708) 検地帳	1.104	1.818
明治 3 年 (1870) 本田畑	76.2	107.7085
本新田畑 計	1.104	1.818
本新田畑 計	77.304	109.5265

表3-14 17世紀中葉における清水村の新田畑・引高等

内訳	清水村		内 寺原		内 西原		内 湯子川		備考
	町畝歩	石	町畝歩	石	町畝歩	石	町畝歩	石	
総面積・高(1601～40年)	61.43.17	(594.3)	301.384		335.815	129.416	10.15.24	69.067	
田方	24.17.01				169.36-	80.582	3.95.14	51.441	屋敷小物成を含む
新田	0.59.09	3.364	寛永17(1640)辰年より入	0.31.13	1.625	0.689	0.15.00	1.05-	
畑返り	0.85.03	2.247	慶安元(1648)年子より田=成り	0.60.10	1.52-		0.24.23	0.727	
畑返り、寺原分	7.49.17	119.581	慶安3(1650)年寅より田=なる						
寺原分	7.44.03			7.44.03					
内	0.05.14	内5.762	寅改出し*1				0.05.14	0.164	
西原分畑返り	2.94.14	40.511	明暦3(1657)酉より田=成り*2			40.511			
ゆこ川分畑返り	0.43.00	5.865	明暦3(1657)酉より田成				0.43.00	5.865	
寺原分畑返り	0.18.00	2.456	明暦3(1657)酉より田成	0.18.00	2.456				
新田	36.66.24	475.408	御免定高						
内	0.61.05	4.09-	寛文元(1661)丑より本田入				0.61.05	4.09-	
内	37.27.29	479.494							
内	0.26.00	2.08-							
古荒	0.14.18	1.533	向田・ゆこ川田荒						
馬場通り荒	0.05.17	1.67-	承応3(1654)午より	0.05.17	1.67-				
蘭溝床	0.02.27	0.269	明暦元(1655)未ノ溝代						
溝代	0.13.09	0.7-	明暦2(1656)申ノ溝代						
内	0.07.18	0.304	久野原溝代小原分	0.07.18	0.304		0.02.27	0.269	湯子川の頁では 0.01.27
御八幡社芝荒	0.05.21	0.396	ゆこ之田溝御堀次溝代	0.16.00	2.08-		0.05.21	0.396	0.01.03
寺原弱百姓畝引	0.16.00	2.08-							
荒	0.78.11	9.332	溝床可成						
外二	0.12.27	0.49-							
合(荒)	0.81.08	9.822							
内	0.16.00	2.08-							
(田方残)	36.30.21	467.592		23.98.21	287.248	121.782	5.26.08	62.677	
畑方	37.26.16	232.916		21.50.26	166.455	48.834	6.05.10	17.626	
外二	0.41.16	1.29-	寛永17年辰より本畑二入	0.40.13	1.213	0.077			
内	37.68.02	234.206		0.60.02	1.52-		0.24.23	0.727	
内	0.85.03	2.24-	慶安元(1648)子より田二成						
田成	9.43.03	113.819	慶安3(1650)寅ノ田二成	9.37.19	113.655				
内 寺原分	9.37.19	113.655							
ゆこ川分	0.05.14	0.164					0.05.14	0.164	
田成	3.46.18	28.577	明暦3(1657)酉ノ田二成	0.18.03	0.543	3.46.18			
田成	0.18.03	0.543	同年同断						
田成	0.70.05	3.874	同断				0.70.05	3.874	
計(田成)	14.63.02	149.053							
内	23.05.00	*3 85.146	御免定高						*85.153
内	0.13.10	1.625	慶安3(1650)	0.13.10	1.625		0.46.09	1.481	湯子川の頁では 0.32.00
津本分荒	0.10.00	1.2-		0.10.00	1.2-				
未ノ溝床	0.46.09	1.481	蘭溝分、明暦元(1655)						
古荒	0.45.15	3.937							
西より荒	0.52.09	0.543	明暦3(1657)						
宮芝	1.67.13	8.786							
合	0.14.27	0.788	寛文4年辰より荒	0.14.27	0.788				
(畑方残)	21.22.20	75.572		11.97.20	48.337	20.334	4.58.19	11.38-	
(寛文6年 田畑計)	57.53.11	543.164		35.96.11	335.587	142.114	9.84.27	74.057	

*1代官：田所・瀧美 *2代官改：田所・片山・本間 *3「但、主々におなし、是ハ畑返り御検地御うち候時、のけ候て御うち候二付、主々引無之」※「内は追記、寛文2年か3年頃。「向田・ゆこ川田荒」は帰属不詳、畑方「古荒」「西より荒」は帰属不詳。斜体数字は計算した数字。寛文6年「御検地帳尻寺原・西原・湯子川高分ヶ帳控」(史料10)より作成。

が設定された。上田が当初は 16.5 斗、中田 14.5 斗、下田 11 斗、その後上田 15 斗、中田 13 斗、下田 10 斗であり、畑地は上畑 14 斗、中畑 12 斗、下畑 7 斗であった。宝永 3 年新田畑検地では八田（8 斗盛）～五田、六畑～二畑というように、上中下でなく、より低い斗代が一斗刻みで石盛りされている。検地様式の点では、17 世紀と 18 世紀以降とでは大きく違った。

この 17 世紀末頃から 18 世紀初頭にかけての開発成果である検地帳記載面積・高と、明治 3 年差出帳の「新田畑」とはほとんど同じである。明治 3 年差出帳の「新田畑」は、実は宝永 3 年の登録高であった。つまり宝永 3 年（1706）から明治 3 年（1870）までの間、見るべき（高付けされる）開発はなかった。この村では、近世期の開発は 17 世紀末までに達成されたということが出来る。

西原村では元禄 11 年（1704）検地帳の面積・高と明治 3 年本田畑の数字は若干の差があるが、明治 3 年の数字は寛文 6 年（1666）に一旦達成された数字である。細かい動向は不詳である。また宝永 3 年（1706）の新田検地で新たに登録された面積・高は僅かである。この数字と明治 3 年の新田畑とは一致しており、同検地実施期から 19 世紀中葉まで、（表向きには）村高の増加はなかった。また、湯子川村では元禄検地帳の数字と明治 3 年本田畑とはほぼ一致しており、宝永 5 年（1708）年の検地高と明治 3 年の新田畑高とも一致しており、（表向きの）開発が 18 世紀初め頃に達成され、その後は顕著な動きがなかったことを示している。

久野原村・三田村についても触れておこう。表 3-15 によると、久野原村では、17 世紀中には約 40 石（5 町歩程か）17 世紀末～18 世紀初め頃までに約 6.4 町歩の開発があった。そして元禄 10 年頃の検地帳再製時期の高が明治 3 年の高と一致し、宝永 2 年（1705）の検地帳高が明治 3 年の新田畑とほぼ一致する。宝永 2 年検地の開発対象地は、田が 4.57 町歩／36.33 石、畑が 1.81 町歩半・5.035 石というように、田方が約 4 分の 3 を占め、田方拡大を基本とした。すなわち、当村で近世の開発は 18 世紀末には達成された。

三田村では、元禄検地帳と明治 3 年本田畑の間に 1.6 反／8.2 石の違いがあるが事情は不詳である。また、17 世紀末～18 世紀初め頃までに約 1 町歩／5.773 石の新田畑の開発があり、宝永 3 年検地高＝明治 3 年新田畑であった。開発地は田：畑が 6.7 反：3.9 反の田方中心であった。

以上清水三カ村と上下隣村の範囲に関しては、おおむね 18 世紀初期までに水田化を主とした開

表 3-15 久野原村・三田村の耕地状況

久野原村	高 石	面積 反	田高 石	面積 反	畑高 石	面積 反
慶長 18 年(1613) 検地高目録* ¹	427.889					
元禄 10 年 (1703) 検地帳* ²	490.39	379.307	422.4929	291.0193	67.8971	88.2177
宝永 2 年 (1705) 検地帳	41.365	63.815	36.33	45.7	5.035	18.115
明治 3 年 (1870) 本田畑	490.399	374.307	422.5019	291.019	67.8971	83.2177
新田畑	41.365	63.018	37.996	49.621	3.369	13.327
本新田畑 計	531.764	437.325				

三田村	高 石	面積 反	田高 石	面積 反	畑高 石	面積 反
慶長 18 年(1613) 検地高目録* ¹	193.637					
元禄 10 年 (1703) 検地帳* ²	194.8848	180.8085	151.9345	127.7215	42.9503	53.016
宝永 3 年 (1706) 検地帳	5.773	10.705	4.549	6.709	1.224	3.926
明治 3 年 (1870) 本田畑	203.054	182.419	160.1928	127.7215	42.8612	54.6275
新田畑	5.791	10.715	4.652	6.9	1.139	3.815
本新田畑 計	208.845	193.134				

田には屋敷・小物成が含まれている。

* 1 慶長 18 年（1613）「紀伊州御検地高目録」（『和歌山県史近世史料三』）による。

* 2 慶長 6 年検地帳は元禄 10 年（1703）頃に再製され、元禄期の実態が反映している。

以外はいずれも明治 3 年「大差出帳」より作成。

発が進められ、そのころまでに達成され、その後は顕著な開発はなかった。17世紀における用水溝開削は後の耕地開発の歴史において極めて大きな足跡であったと評価される。

(3) 笠松左太夫と小峠の紙漉集落

i) 紙漉集落の設立

前述のように、左太夫は承応3年(1654)に「つふら野芝山」を切り開いて約2町歩(7.503石)を開発した。その6年後の万治3年(1660)9月、左太夫は寺原・西原・湯子川の三番(集落)代表者から「紙屋林」の開発承諾を得て、紙漉集落の形成に着手した(史料39)。

天保8年(1837)5月の三田村左太夫願書(史料29)には下記のような記事がある。

万治式年極月紙屋御取立被仰付候ニ付、清水村之内小峠^与申野山芝地見立、紙や屋敷切開キ、清水村枝郷ニ取立、家式拾式軒開基仕、大勢之者召抱紙漉伝授仕、

すなわち、万治2年(1659)12月「紙屋御取立被仰付」れ、「清水村之内小峠^与申野山芝地見立」てた、との伝承がある。藩命があったか、自発的であったかは直ちに結論を得られないので留保しておこう。

さて「紙屋林」の位置は、南東方角では出張尾根、東は「城屋敷」、北は宮川口橋の尾根、南西は「本道」で囲まれた範囲を指している。前述のように「本道」は寺原から三田村・宮川村へ通じる道で、現在の道路位置に該当するであろう。

当該の地は、緩やかな傾斜の木立の生えた山林であったと推測されるが、清水村の村民(三番の住民)はこの山を入会利用していたと見られる。それ故の承諾であろう。また寺原の住民は出張尾根を境に、住居地とは隔離された三昧として利用していた(史料59)。一応の承諾はあるが、清水村の伝統的な世界と、新興の小峠の世界とがぶつかる可能性が生じた。承諾書中の「紙屋林」とするということは、この地を起こして紙漉屋敷と付属畑を設置し、かつ背後の林は薪山(史料64)として活用するということを意味するであろう。このような開発が万治3年(1660)ころから始められた。後の願書には「紙屋分屋敷」1町1反、新畑5反18歩が開発されたと記されている(史料59)。先の承応3年(1654)の開発で、新田8反6畝余と切畑1町1反5畝が登録されている。「紙屋分屋敷」はこの切畑ではなかろうか。切畑として開発された場所が続いて紙漉経営ユニット区画(居住屋敷+作業場+雑事畑・菜園)に転用されたと理解される。後述のように道沿いの東側の山裾である。また新畑5反はその紙漉ユニット区画に近い部分で、承応3年(1654)に数年遅れで開発されたものであろう。

なお、万治3年(1660)以後、「紙屋分」以外に小字「神田」、「宮ノ東」、「宮ノ脇」というような八幡社周辺の土地5反1畝3歩も開墾され、宝永3年(1706)に高付けされている(次述の「新田畑御検地帳写」)。

さて、宝永3年(1706)に実施された新田畑検地で御検地帳が作成され、翌々宝永5年に改め直された。その写「本帳 宝永元年 新田畑御検地帳写 宝永五年子四月 有田郡」(笠松俊男家文書、以下「笠俊文書」と略記)によって宝永3年段階の小峠集落の各屋敷地面積等を確かめることができる。これを整理したのが表3-16である。

216番に「是迄紙屋分」と記されており、88番～216番が万治3年(1661)に開発され、認可された小峠「紙屋」⁽⁸⁾団地であることが推定される。帳には217番～257番が記されているが、例えば217番には「神田」と添えられている。これらは万治3年以降に開発され、宝永3年に高付けされた土地であろう。表3-16では216番までを対象とし、より当初に近い姿を復元するようにした。

所持者の名前はいうまでもなく宝永3年段階の人名である。ちなみに、1～87番は字「小峠前」の土地で本村寺原村が管轄したので記されていない。

表3-16をみると、ABを除いて1～20までの人物が、それぞれ89以下の地番に屋敷地をもち、地番の連続した前後畑地をあわせてひとまとまりの紙漉経営ユニット（居住屋敷+作業地+雑事畑・菜園）を抱えていることがわかる。そして94番～128番、206番～216番を除いて地番が全てつながっており、紙漉経営ユニットが道沿いなどに連続して並んで存在していることが推定される。89番・177番の屋敷地面積はいずれも2畝12歩で、他よりかなり大きい。この所持者は笠松佐平太・笠松惣太郎（いずれも左太夫の孫）で、94番～128番、206番～216番の畑地のほとんどを所持し、小峠の中で特別な地位にあった。

ここで屋敷年貢について見ておこう。屋敷内か作業場には紙漉の漉舟が設置されて、紙生産を行うが、寛文3年（1663）3月の「小峠紙屋中々年々上ヶ申紙帳 控」（笠俊文書）によると、この年の生産に対して23人が「深野にせ紙」合計53束を納めた（後掲表3-18）。20人については1人あて2束、他の2人は3束と4束、笠松左太夫は6束となっている。2束の内1束は「屋敷式畝年貢」、1束は「家諸道具代」となっており、4束の場合、前者が「屋敷四畝年貢」（「式軒分」と注記）、後者が2束となっている。左太夫は「屋敷壺反参畝年貢」「但し、家諸道具は不被下候」とある。要するに、左太夫を除いて一律2畝歩の土地（一区画、紙漉経営ユニット）と紙漉道具が与えられ、それに対して年貢と家道具の借料が課され、紙現物で納めるという関係であった。左太夫の土地は役宅としての機能をあわせもち、小峠の紙漉全体を統括するのに必要な屋敷地で

表3-16 宝永3年（1706）小峠村の復元表

	人名	屋敷地番	屋敷連続	屋敷面積 畝	連続面積 畝	以外の田畑地番	面積全体 畝
1	佐平太	89	88-93	2.12	12.06	102,106-109,112,113	21.05
2	九郎兵衛	131	129-132	0.24	4.00		4.
3	新左衛門	133	133-136	0.21	3.12		3.12
4	五郎右衛門	139	137-140	0.27	4.06		4.06
5	伝三郎	141	141-144	0.09	5.12		5.12
A	庄九郎分村作		145-147		3.27	123,124,	5.06
6	若右衛門	149	148-151	0.24	4.06	125,126	6.03
7	七左衛門	154	152-155	1.03	4.21	127,128	6.02
8	吉太夫	156	156-161	1.21	7.27		7.27
9	長右衛門	164	162-165	1.06	6.09		6.09
10	七太夫	167	166-167	0.27	1.18		1.18
11	庄右衛門	170	168-171	0.24	2.21		2.21
B	紙蔵屋敷	172			3.03		
12	惣太郎	177	173-183	2.12	18.00	96-101,103,110,111,114-122	58.00
13	四郎右衛門	184	184-185	1.06	2.21	215,216	5.03
14	善兵衛	186	186-188	0.18	1.15	211,212	4.06
15	九十郎	189	189-191	1	2.05	208,209	7.00
16	善四郎	193	192-194	0.15	2.18	213,214	4.24
17	六之助	196	195-197	1.06	4.03	210	5.08
18	徳兵衛	199	198-200	0.21	3.03		3.03
19	勘右衛門	201	201,202	0.21	1.24	104,206,207	9.15
20	勘太夫	203	203-205	0.24	1.24	105	2.12
	以外の者					94,95	1.03
	合計				98.18		160.02

宝永5年（1708）「新田畑御検地帳 写」（笠松俊男家文書）より作成。

あったと見られる。同人は紙漉生産をしていないのではないと思われる。

なお、表 3-16 中、145～147 番の A は当初庄九郎が経営していたが、潰れたため屋敷地を畑地化し、村全体で年貢を負担したのであろう。宝永 3 年の段階では 89 番～216 番全てに高が付けられており、年貢はその「定 2 ツ取」となっていた。また、172 番 B は宝永 3 年までは「紙蔵屋敷」であったが、宝永 5 年の記載欄では畑地となっており、蔵屋敷としての機能は不要となり、集荷・流通上の変化があり、この頃廃止されたのであろう。

表 3-16 では、宝永 3 年段階で、個々の紙漉経営ユニットの面積は 1 畝余～7 畝余とまちまちであった。最小でも一畝半程度の広さが必要であった。とすると当初の一律 2 畝はどういうことであろうか。土地区画は簡単に目減りや増加するものではないから、元々実際は種々であったであろう。すなわち一律 2 畝は、生産環境保証と年貢徴収の簡便さのために計画的理念的に 2 畝に設定されたと理解される。

さて、以上の分析結果を地図に落として図示したのが図 3-7 である。まずベースの絵図は明治 8 年（1875）の「清水村字限図面」（役場所蔵文書コピー）である。残念ながら、この地番は地租改正後のものであるから、近世の地番とは一致せず、地番の復元には困難性を伴った。宝永 5 年検地帳（写）と文政 10 年（1827）名寄帳（笠俊文書）には作成時より後に生じた変化を小紙片に記して、貼付してある場合がある。ここには明治初期につながる（姓を付した）人名が記されている場合がある。一方、明治初期の土地所有者の名前を公簿から知ることができる（これには姓が付いている）。これらを手がかりにして、地租改正前後の面積増をも考慮して、総合して検討した結果、図 3-7 のように表 3-16 の 1～20 の紙漉経営ユニットの位置が確認された。

これによると、表 3-16 の 1～7 は、小字「上原」の寺原に近い方からほぼ北向きに道沿いに並んでおり、8～10 は八幡社へ通じる道沿いに並び、向かい合って位置していた。11 は道から少し中に入っている（明治以降 144 番地、現在笠松邸と伝える民家の場所）。B の紙蔵屋敷は下原に近い道沿いにあった。これらは明治以降の地番区画（南向に 144、146、148、155～158、169、175、176、183、184、190、204）に該当する。小字「下原」では、12～20 のユニットが道沿いと元池の

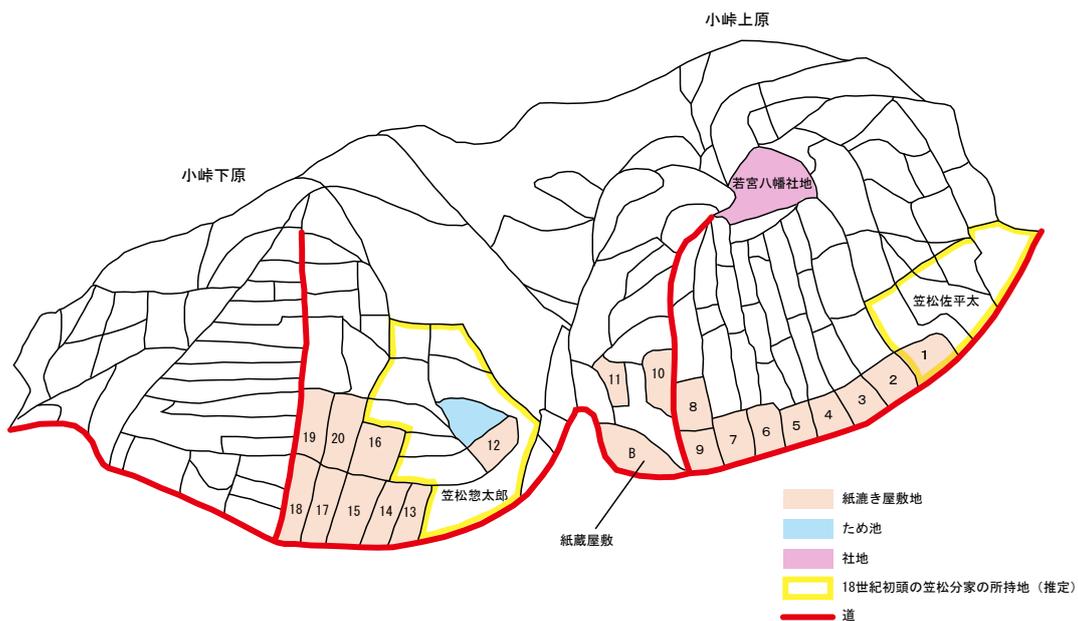


図 3-7 17 世紀の小峠屋敷地の分布

南側（明治以降 130 番地）および中道沿いに位置していた。これらは明治以降の地番区画（105～108、123～126、130）に該当する。これらの位置は近世初期紙屋敷の所在地ともおおむね一致するであろう。

以上のように、宝永 3 年（1708）の新田畑検地帳では 20 軒が登録されており、20 の区画が確認できた。宝永 3 年に 20 軒であったことは間違いないが、17 世紀において紙屋は何軒であったろうか。寛文 2 年（1662）「主々之通・佐左衛門元帳 両方紙合 寅年分」（笠俊文書）によると、漉人 18 人（表 3-17）が生産に従事していることがわかる。寛文 3 年（1663）3 月の「小峠紙屋中々年々上ケ申紙帳 控」（笠俊文書）によると、上述のように左太夫を除くと 22 人が年貢等合計 53 束を納めた（表 3-18）。延宝 5 年（1677）12 月の「御請状之事」には弥之助（笠松左太夫子、紙方世話役、小峠へ移住）あてに「小峠組頭」以下 17 名が署名している。弥之助を入れると 18 軒である。紙漉従事者の不安定さが垣間見られる。なお、紙漉経営ユニットは当初から 20 区画が用意されたと考えられる。ある年の従事者・紙年貢納入者がそれ以下となることはあり得ることであろう。1 ユニットで二人が別個に紙漉を行った場合は経営数が増えるであろう。しかし、その例は少ないのであろう。⁽⁹⁾

ちなみに、集落と漉舟の作業場が設置され、生産が始まった寛文 2 年の「主々之通・佐左衛門元帳 両方紙合 寅年分」（笠俊文書）によると、漉人 18 人（表 3-17）が総計 10,474 束半と 6 帖、銀高 19 貫 628.43 匁分を生産した。寛文 3 年の紙代（生産）は銀 36 貫 740.5 匁で、楮代・扶持方の経費が 33 貫 9.53 匁、「出目」（収益）3 貫 730.97 匁であった。その内から物成賦課分を納めることとなる。寛文 3 年（1663）3 月の「小峠紙屋中々年々上ケ申紙帳 控」（笠俊文書）によると、この中から深野にせ紙合計 53 束を納めた（表 3-18）。

寛文 10 年（1670）12 月の紙屋 4 名の請状（史料 41）には「紙屋初り、当年霜月以前迄、紙猥ニ仕間敷吟味被仕候事、・・・我等気のままニ内証仕候ニ付、大分御未進出来仕候」とあり、開

表 3-17 寛文 2 年漉人と漉高

番号	人名	漉高 束 帖
1	作左衛門	1903.1
2	甚九郎	394.7
3	庄九郎	491.5
4	長九郎	796.1
5	九右衛門	220.6
6	喜右衛門	331.3
7	庄九郎	353.4
8	二川娘	197.6
9	三蔵	254
10	七左衛門	547
11	伝三郎	343.2
12	庄吉	382
13	忠三郎	524
14	六蔵	556.5
15	三太郎	552
16	五助	385
17	藤蔵	558
18	喜十郎	611.3
	計	9401.3

「主々之通・佐左衛門元帳」（笠松俊男家文書）より作成。

表 3-18 寛文 3 年 小峠の紙漉従事者

番号	名前	紙 束 (年貢: 道具代)	屋敷 畝
1	五助	2 (1:1)	2
2	長五郎	2 (1:1)	2
3	九十郎	2 (1:1)	2
4	喜十郎	2 (1:1)	2
5	忠三郎	2 (1:1)	2
6	六蔵	2 (1:1)	2
7	吉兵衛	2 (1:1)	2
8	権十郎	2 (1:1)	2
9	三太郎	2 (1:1)	2
10	藤蔵	2 (1:1)	2
11	甚九郎	2 (1:1)	2
12	庄吉	2 (1:1)	2
13	七十郎	2 (1:1)	2
14	九右衛門	2 (1:1)	2
15	長九郎	4 (2:2)	4
16	七左衛門	3 (1:2)	2
17	喜左衛門	2 (1:1)	2
18	庄九郎	2 (1:1)	2
19	伝三郎	2 (1:1)	2
20	五郎	2 (1:1)	2
21	三九郎	2 (1:1)	2
22	半三郎	2 (1:1)	2
23	左太夫	6 (6:0)	13
		53	59

「小峠紙屋中々年々上ケ申紙帳 控」（笠松俊男家文書）より作成。

発数年後にも紙生産が行われていること、同時に藩への借用銀未進が生じていることが分かる。⁽¹⁰⁾ 18世紀に入ると「只今ニ而ハ江戸・大坂他国へ大ぶんうれ申候」(宝暦6年願書、史料60)とあり、隆盛していったことが窺われる。

ii) 左太夫家と分家

17世紀の中葉期、清水村・久野原村の開発に三田村の左太夫が大きく関わっていた。左太夫家とそこから分家した諸家について記した「保田大系図(笠松系図)」(史料30)、天保8年(1837)5月「笠松家御先祖由緒書」(史料29)、および小峠笠松家系図(笠俊31)により概略図(図3-7)を作成した。

家族関係を述べておこう。左太夫(重吉、正永)には、田中氏娘との間に佐左衛門(依定)・七九郎(頼重)がおり、ついで庄司氏娘との間に弥之助(矢之助、正次)が生まれた。また、まつという女性との間には左平治がおり、さらに四人の子どもがいた。跡継ぎは長男佐左衛門であるが、親左太夫よりも早く寛文9年(1669)10月に病死した(保田大系図)。承応2年(1653)正月、代官から出された「つぶら野(小峠)」開発許可書には左太夫と佐左衛門の両名が宛名書きされ、その後の蘭嶋開発許可書、小原開発許可書は同じく両名宛てに出されている。また寛文2年(1662)12月の紙漉経営統括を示す「主々の通・佐左衛門元帳」が作成され、寛文7年12月に「紙屋諸事指引仕出目録」(寛文3年「山保田紙漉諸色帳」に掲載、笠俊文書)に左太夫と佐左衛門両名の名前があることなどから、佐左衛門が存命中は跡取りとして活躍していたことを確認することができる。

「先祖由緒書」によると承応3年(1654)3月7日「右家督悴共江讓分ケ、遺状ニも郡御奉行鈴村市左衛門殿・村井久太夫殿、則御加判被成下候候事」と、家督や大庄屋職を譲ったと伝えるが、明暦2年(1656)3月の小原新田免相通知書には佐左衛門の名は見えない。同じく万治3年(1660)の近隣村小峠紙屋開発承諾書にも佐左衛門の名が見えない。一連の開発が大庄屋の職務とどう関連しているか、等の検討課題もあるようである。⁽¹¹⁾

佐左衛門の跡は同人子の左伝(一豊)が幼少のため、一旦他家の養子となった左太夫次男七九郎が、中継ぎ的に本家の跡を継ぎ、「貞享年中(1684～88)迄相勤」めた(史料29)。その頃、左伝は佐左衛門(二代目)と改名して家督を継ぎ、貞享4年(1687)に大庄屋となったと伝える(同前)。

左太夫は跡取の佐左衛門が死去したため、寛文11年3月頃にも「御公儀御用」「御普請人足」(三田溝普請か)の指揮を執っている(史料42)。しかし、同年9月より同13年5月にかけて、種々の遺言を作成して左伝への家督継承と子どもへの家産配分を指示し(史料43～50)、同13年中になくなった(史料30)。

三男の弥之助は左太夫の意思により本家相続の対象とはならなかった。延宝5年(1677)の請状に「小峠矢之助」と見えるように小峠に移住した。ただし、左太夫死去後の延宝3年11月の請状(史料51)では「同(三田村)弥之助」とあり、移住は未だ明確ではなかった。なおこの請状では七九郎・弥之助はそれぞれ銀7貫目余・9貫目余の未進があり、ともに紙屋経営に携わっていたことが分かる。

天明7年(1787)5月の小峠惣兵衛鮎川稼願書(史料66)には(大庄屋退役の後)「左太夫儀者田畑をわけ、二男弥之助召連小峠へ引越、世話仕候、猶其後右佐左衛門次男弥之助と申者も田畑を分、小峠へ引越申候」とある。しかし後段「佐左衛門次男弥之助」は誤りであり、前段の田畑

分けや引越はいつのことか明示されていない。この伝承は、弥之助が二人存在することとなり不正確で、信憑性に欠ける。すなわち、左太夫が小峠に引っ越したという事実は確認できず、弥之助が移住したのは左太夫死去後の可能性がある。なお、七九郎・弥之助が小峠に紙屋敷等何らかの拠点を持っていたことを否定するものではない。⁽¹²⁾

三田村の本家笠松家は佐左衛門(左伝)以降種々の出来事はあったが、系図の通り継承された。この系図中、佐左衛門(依定)の末子左平太(後に佐右衛門)は小峠村に移住している。貞享3年(1686)年2月の、郡奉行あて左平太の願書(史料56)には「六年以前申之年二、佐左衛門世倅左平太右新畑之内ニ家作り罷居申候」とある。「六年以前申之年」は延宝8年

(1680)であり、同年に移住したことが分かる。小峠開発後27年後のことである。なお、引用史料中の「左平太」(=願書差出人)は後に佐右衛門を名乗り、系図(史料30)には佐右衛門と記された。

訴願の内容は「今月二日之夜、清水村より死牛持参仕、左平太屋敷垣きわへ捨置申候ニ付迷惑」しているのが解決してほしいとのことである。寺原村民は下線部のように尾根の向こう側は、小峠屋敷があろうとなかろうと、村の外側の死牛捨て場と認識していたことが注目される。その後、左平太は宝永3年(1706)の新田検地帳に2畝12歩の屋敷所持者として名前を見せる(表3-16、番号1、地番89)。上述のようにかなり大きな屋敷地、付属畑地を所持していた。この小峠の佐右衛門家は天明元年(1781)の一札に、「小峠小前佐右衛門」と見え(史料64)、小峠村の家(もう一つの小峠笠松家)として継承されてゆく。ただし、紙漉を業としたか否かは不詳である。

一方、弥之助を始まりとする小峠笠松家は惣兵衛(正宗)以降、系図の通り継承されたが、そ

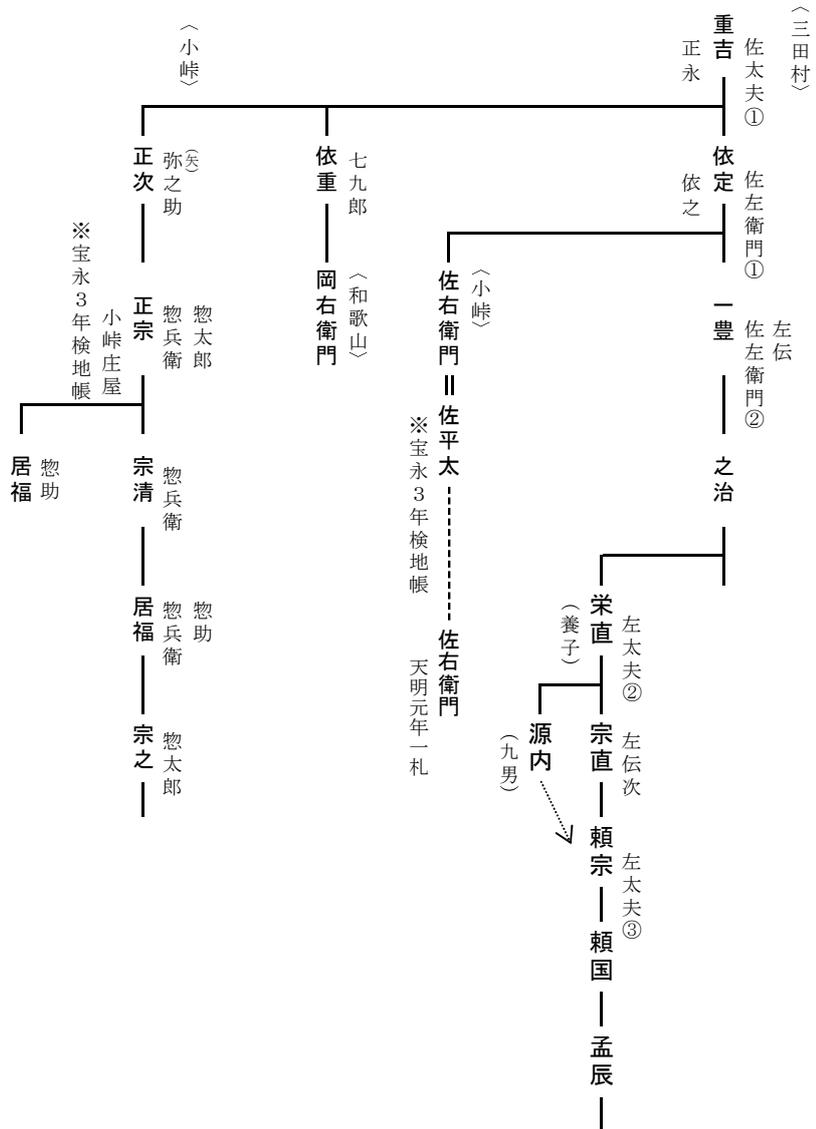


図3-8 笠松諸家系図(概略)

の屋敷地はどこであろうか。先に表 3-16・図 3-7 で、宝永 3 年地番 177（番号 12、惣太郎屋敷）は近代の地番 130 と推定したが、次の「本銀返し証文」の記載事項も根拠となる。

嘉永元年（1848）の小峠惣太郎の「本銀返し証文」（後欠、宛名不詳、史料 69）には地番 101、103、110、111、114～117、173～183 の土地が書き入れられている。101 は「かつへ谷内」であり、103「三畑」（品等）の肩書に「同下紙屋」とある。そして 173 以降の肩書に「小峠下紙屋分」とあり、177 は 2 畝 12 歩の屋敷である（前述、表 3-16）。さらに 178 には 1 畝歩の内 15 歩が「用水溜ニ引」と注記されている。これは近代 129 番地の「池」で、現在も笠松家の北側に痕跡が残っている。したがって 177 はあきらかに「下原」に位置し、宝永 3 年段階の所持者は惣太郎である。ちなみに、173 以降の畑の肩書に「小峠下紙屋分」とあり、「紙屋」に含まれていることが注目される。

以上のように、紙屋経営と関わって三田村の分家が小峠に進出した。寺原村の庄屋支配を受けつつ、対立も内包し、かつ当初は三田村の出先（延長部分）であったが、やがて独立化して行くこととなる。三田村笠松家はこれらの動きと密接に関わりつつ、二つの分家を出した。

iii) 小峠村の自立

小峠は承応 3 年（1654）の耕地開発段階では新田畑合計 2 町 1 畝余歩／4.023 石であった。万治 3 年（1660）段階では主として道沿いが紙漉集落となり、宝永 3 年（1706）の新田畑検地で紙屋分 1 町 5 反 9 畝余・新畑 5 反 1 畝余、合計 2 町 1 反余（但し小峠前を除く）となった。文化 3 年（1806）の「本新田畑高荒・・・家数人数調書書上帳」（堀江家文書 530）では「寺原村之内枝郷小峠紙屋敷 畑共」7.484 石、1 町 1 反 3 歩、「取紙」50 束（定銀 200 目）、家数 25 軒、人数 91 人、「右村之儀者紙漉一ト通ニ而渡世仕候」と記されている。なお、文化 7 年「続風土記御調へニ付書上帳」では「小峠紙屋々敷畑共」村高 8.95 石と記されている（「清水町誌史料編」712 頁）。このように寺原村枝郷としてではあるが、家数等が独立して記載されるようになった。

安永 7 年（1778）頃の「松葉堂観音御由来縁起」（史料 61）によると、小峠庄屋の惣兵衛は、初代左太夫の聖観世音を安置するお堂を建立したいとの願文を夢みて、これを霊夢と思い、安永 5 年 8 月に木伐り始めを行い、同 6 年 2 月 26 日に上棟成就、3 月 17 日本尊入仏供養、同 7 年 2 月 8 日に初午会式を迎えた。小峠の地には天正 2 年（1574）頃、保田長宗が建立した堂宇があったが、守護する者がなくなり「小竹茂り、つぶらの」となったと伝えている。また本尊は小金銅仏観世音で、かつて旅僧が中原村に預け、これが四村善福寺に移されたものである。惣兵衛の堂宇建立に協力して寄贈した。注目されるのは、この堂宇建立が惣兵衛はもとより同村林之右衛門が桧・松あわせて 5 本、「村中」から木挽き賃等の諸費用が寄進されていることである。

さらに天明 6 年（1786）年、お堂は建て替えられたが、その際、本尊に新たに観世音菩薩、阿弥陀如来・釈迦如来を加えた。建立は笠松惣兵衛、施主は「村中」、同村林之右衛門等三名が木材を寄付し、人足は「村中」であった（史料 65）。惣兵衛の主導によるが、小峠「村中」の紐帯が強められた。

ついで集落背後の共有林について見ておく。天明 7 年（1787）9 月付け「一札之事（写）」（史料 64）は「小峠小前」15 人から庄屋・肝入にあてて次のような本文が提出されている。

一清水村領小峠後口山

辰巳小峠出張城尾の東ハ城屋敷見通し、北ハ宮川口橋尾限、西南ハ本道限り

右之場所先年万治三年子九月清水三ヶ村の三田村左太夫殿・小峠紙漉共薪山ニ御貫受被

下候、右証文此度三田村佐太夫殿の当所庄屋惣兵衛殿へ御渡し被下、惣兵衛殿御預り被下候由、千万忝奉存候へハ、此以後小前之者共の何等御願等申上候義無御座候、仍之一札如斯ニ御座候、以上、

すなわち、小峠集落・畑の後ろの山は、万治3年に紙屋設置の際に三田村の初代（笠松）左太夫が清水三カ村から貰ったことになっている。その際の証文（開発承諾書）をこのたび三田村左太夫末裔から小峠村へ譲り受け、庄屋が預かることとなったので、村民は了解した。このような主旨に村方小前は署名したのである。この一札差し入れの前に、同日付けで小峠庄屋惣兵衛・肝入証人伊右衛門が「小峠小前」15人宛て一札（史料63）が作成され、「証文此度左太夫の拙者受取預り有之候」と明記されている。小峠村は村共有山を形式的にも確保し、村の実を整えていった。小峠村は三田村左太夫家から自立したのである。

万治3年（1660）以降、入植者による小峠の集落が形成されたが、同村は寺原村の枝郷と位置付けられた。したがってその支配については、「其節の宗門御改家並判形帳・紙方諸御用者小峠庄屋支配仕来、其外諸色御仕置方ハ一村一同寺原庄屋支配仕来」（天明7年願書、史料66）というように、枝郷小峠の人別支配と紙屋経営は小峠庄屋（世話人）であった。

18世紀には入植した寄合の住民が徐々に結合を深め、村としてまとまっていったと推測される。また、三田村の家族が出張って紙屋経営に当たり、村民を統括するのではなく、村をまとめる庄屋が置かれ、庄屋が小峠に住み、独自の村運営がなされるようになったと見られる。ちなみにこの段階では庄屋は代々小峠笠松家が勤めている（図3-8）。19世紀には小峠笠松家以外の家筋の者が庄屋等を勤めるような変動が起きている。なお、図3-7の「11」の家に笠松姓の者が移住するのは19世紀以降と推測される。

むすびに

本稿では近世清水村（三カ村）と隣村について詳細に検討してきた。山保田組の他の村々でもそれぞれの条件のもとで開発が行われており、それらの優劣を付けることはできない。地理的に清水村は山保田地域の中でほぼ中心的な場所にあり、17世紀における開発成果は顕著であった。用水溝の開削を梃子としながら、畑地の田地化さらに新田造成を達成した。開削には岩盤を穿つ難工事も含まれていた。その痕跡は今も残っている。全てではないがその開発は、三田村左太夫という個人才能に依るところが大きく、かつそれに対応した生産の安定を願う村人の協力や支えが不可欠であった。

またこの地域は清水村と三田村と境界地域であった。とくに小峠は領域的には清水村の外れであるが、紙漉屋敷の設置という時代要請による開発によって、北東に隣接する三田村の影響が大きくなった。しかし、18世紀、紙生産の発展にも支えられて、新しく共同体としての小峠村が成立し、清水村世界と三田村世界の境界地に独立の社会を作った。

蘭嶋は、以上のような当地域の歴史的な経過を示す象徴的な存在として位置づけられよう。

注

- (1) 藤本清二郎「近世後期、紀州における山村地域の経済構造」(『紀州経済史文化史研究所紀要』第1号)で、初めて山保田地域の研究を手がけた。本章ではその際に収集した史料や研究成果を活用している。
- (2) 屋敷地は田の区分に含まれるが、その規模は小さく耕地条件を概観する際には無視しうる。
- (3) 慶長18年の検地高目録ではかなり少なめに記されている。
- (4) 内銀40目は小峠庄屋給として支給された。
- (5) 明治3年「大差出帳」久野原村の項に、「溝床荒」として5反5畝16.7歩の田、2反1畝19.7歩の畑が書き上げられている。この溝床がどの用水溝に関わっているか断定できない。小原溝の可能性もあるが、他の可能性もあり、断定を留保する。
- (6) 寛文12年(1672)との説がある(二沢久雄氏レジュメ)。
- (7) 寛文11(1671)の左太夫書き置き(史料43)に「米六百五拾三石出し、新溝五筋堀立」とあり、この畑ヶ田溝が含まれる可能性はある。
- (8) 合計面積が1町5反9畝3歩で上記の万治3年に開発されたと伝えられている「紙屋分屋敷」と新畑の合計1町6反18歩にはほぼ一致している。
- (9) 寛文3年(1663)以外についてみれば、実態の変動性・不安定性が反映されて、伝承もまちまちである。寛文11年(1671)9月のの書き置き(史料43)では「紙屋為御意」20軒とあり、宝暦6年願書(史料60)、「保田大系図」(史料30)では紙屋は22軒と伝えており、天明7年(1787)5月惣兵衛等願書(史料66)には「紙屋十七軒御取建」とある。
- (10) 寛文10年以降、製品は和歌山城下の紙商人の元へ、10束銀1貫300目の代価で納品された。
- (11) 宝暦6年(1756)の小峠佐右衛門願書には「国中ニ紙漉無之由、場所を見立紙漉せ申様ニ与遠藤兵右衛門殿へ被為仰付、御国中大庄屋衆被召寄、御意之通り被仰聞候」、「外組大庄屋衆紙漉場所無御座由申上」たが、「大祖父笠松左太夫御請申上ケ、清水村領小峠申場所を見立」たとある(史料60)。しかし、承応2年の寺嶋等3人の代官から左太夫に出された開発許可書には「大庄屋」の肩書きは付いていない。また「笠松家御先祖由緒」に「寛永年中・・・保田家由緒就御尋・・・広浦於御殿御目見被仰付、其節郡御奉行所名取弥次右衛門殿・鈴木権左衛門山保田大庄屋被仰付相勤候」とあり、小峠笠松家系図(史料31)の佐太夫の項に「山保田組大庄屋役相勤申候」とある。このように伝承に大庄屋役任命・勤役が記されているので、それに従いたいが、大庄屋に任じられていたとしても、上述の活発な開発活動が同職にともなう業務であるのか、それとも三田村の由緒ある名望家・有力者に対して許可されたのか、今後の検討課題としておく。
- (12) 寛文11～同13年(1671)の文書では、左太夫は家督・家産・家政については中継ぎ跡取りの七九郎と連名で登場し(史料45・48)、小峠紙屋経営の面では弥之助と連名で登場する(史料46)。左太夫存命中から弥之助と七九郎の分担化が進められつつあったと理解される。